

用途地域	日影規制					絶対高さ制限	道路斜線	隣地斜線	北側斜線	高度地区		
	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	法別表第4(に)欄の号	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間							
第一種低層住居専用地域	軒高が7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	(一)	3時間	2時間	10m (※藤代駅南口で区画整理された区域は12m)	勾配1.25		立上り5m +勾配1.25	第2種高度地区又は第3種高度地区 (※旧藤代町を除く)		
第二種低層住居専用地域												
第一種中高層住居専用地域	高さ10mを超える建築物	4m	(二)	4時間	2.5時間			立上り20m +勾配1.25	条例で日影規制の対象区域に指定しているため対象から除外			
第二種中高層住居専用地域												
第一種住居地域	(二)	5時間	3時間									
第二種住居地域												
準住居地域	(*近隣商業は容積率200%のみ対象)											
近隣商業地域												
商業地域												
準工業地域	高さ10mを超える建築物	4m	(二)	5時間	3時間			勾配1.5	立上り31m +勾配2.5			
工業地域												
工業専用地域												
市街化調整区域	市街化調整区域における建築形態規制指定基準による											

※取手市では 建築基準法第54条第1項による 外壁の後退距離の限度 は定めていない(別途 地区計画及び開発許可基準で定めがある場合は適合させること)

※取手市では 建築基準法第53条の2第1項による 用途地域に関する都市計画において 建築物の敷地面積の最低限度を定めているのは 藤代駅南口地区の第一種低層住居専用地域における165㎡以上のみ(別途 地区計画及び開発許可基準で定めがある場合は適合させること)